破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５７８号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目145番地１
破産者　加賀谷　晃
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
群馬県館林市大手町11番45号
破産者　畑谷　虎夫
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２９６号
北海道石狩市花川北６条５丁目161番地１、破産開始決定時の住所札幌市東区北49条東４丁目１番１号
破産者　長崎　路夫
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２８号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目６番１号　サンパレス厚別東102号
破産者　星山　道子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１号
北海道小樽市稲穂１丁目１番12号、前住所北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120番地27
破産者　小口　一美
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５２１号
仙台市太白区鈎取３丁目21番25号　佐藤方
破産者　山崎　祐子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５０号
仙台市太白区茂庭字新組11番地の２　グリーンハイツⅡ―103
破産者　海谷　光人
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８０号
宮城県塩竈市新浜町１丁目23番８号
破産者　奥山　平子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
富山市小泉町13番地　ルヴェール小泉303号
破産者　村上　　潤
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ヶ原４丁目415番地
破産者　角野　亮太
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４２号
名古屋市中川区戸田４丁目805番地
破産者　武田　容子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５３号
名古屋市昭和区塩付通３丁目13番地　メゾン塩付202号
破産者　村瀬　正明
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９６号
大阪府貝塚市馬場432番地
破産者　川崎　君枝
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１３号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1624番地の５
破産者　松下　時夫
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５８号
大阪府泉佐野市大西１丁目２番２号
破産者　西山工業こと　西山　正人
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
兵庫県高砂市高砂町戎町1073番地の47、従前の住所大阪市中央区瓦屋町１丁目７番22―503号
破産者　森田　牧継
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８０号
奈良県生駒市新生駒台２番25―101号
破産者　西野　幸子（旧姓北嶋）
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６３号
奈良県北葛城郡上牧町葛城台３丁目12番20号小澤方、住民票上の住所奈良県生駒市俵口町168番地９
破産者　大佐々喜代治
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所